

第十五条の次に次の一条を加える。
(法令上の資格を有する者への分譲に対する情報提供の求め)

第十五条の二 国際寄託当局の長は、前条第一項の規定により寄託された微生物の試料を同項第三号に該当する者に分譲した場合において、その者に対して、その微生物の試料が、法令の規定に従って利用されたことを確認するために必要な情報の提供を求めることができる。

第十六条中「前条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

(受託する微生物の種類)

第二十一条 国際寄託当局の長は、微生物の安全性、生命倫理その他の国際寄託当局が行う業務の確実な実施のために必要な事項に配慮して当該国際寄託当局が受託する微生物の種類を定めるものとする。

第二十二条を次のように改める。

(賠償責任)

第二十二条 削除

第二十四条第一項中「特許庁長官の承認を得て、」を削り、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五条の三第二項の規定による同意をした者

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、寄託者の同意がある場合は、これらの微生物について生物資源の収集及び体系的な保存のために利用すること、寄託者へ返却することその他の措置をとることができる。

〇経済産業省告示第五十九号

特許微生物寄託等事業実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

第四条第一項中「拒否することができる」を「拒否するものとする」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(情報の提供)

第四条の二 指定機関の長は、その微生物が前条第一項第一号に該当するかどうかを確認するために必要であると認めたときは、その微生物の寄託をしようとする者に対し、寄託申請に係る微生物に関する情報の提供を求めることができる。

2 前項の規定による情報の提供を求められた者は、できるだけその求めに応じなければならない。

(微生物の解析)

第四条の三 指定機関の長は、前条第一項の規定による情報の提供を求めたなおその微生物が第四条第一項第一号に該当するかどうかを確認できないときは、その微生物の解析を行うことができる。

2 前項の規定による解析に必要な費用は、当該解析に係る微生物の寄託をしようとする者の同意を得て、当該寄託をしようとする者の負担とすることができる。

3 指定機関の長は、第一項の規定による解析の結果を、微生物の寄託をしようとする者に通知することができる。

(受託後の必要な措置について定める契約)

第四条の四 指定機関の長は、微生物の寄託をしようとする者を相手方として、寄託申請に係る微生物を受託した後、関係法令の改正、虚偽の申請の判明その他の事情の変更により、その保管を継続できないことが明らかになった場合に必要の措置に関する事項を定める契約を締結することができる。

第五条第一項に次の一号を加える。

五 その寄託申請に係る微生物が第四条第一項各号のいずれかに該当するとき
第九条の次に次の一条を加える。

(保管のための微生物の解析)

第九条の二 指定機関の長は、寄託された微生物の安全な保管のために必要であると認めたときは、その微生物の解析を行うことができる。

2 指定機関の長は、前項の規定による解析の結果を、当該解析に係る微生物の寄託者に通知することができる。

第十二条第一項中「次条」を「第十三条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定機関の長は、第四条の三第一項又は第九条の二第一項の規定による解析の結果を、第一項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を請求する者又は同項の規定により当該解析に係る微生物の試料の分譲を受けた者に通知することができる。

第十二条の次に次の一条を加える。

(法令上の資格を有する者への分譲に対する情報提供の求め)

第十二条の二 指定機関の長は、前条第一項の規定により寄託された微生物の試料を同項第三号に該当する者に分譲した場合において、その者に対して、その微生物の試料が、法令の規定に従って利用されたことを確認するために必要な情報の提供を求めることができる。

第十三条中「前条第一項」を「第十二条第一項」に改める。

第十九条を次のように改める。

(受託する微生物の種類)

第十九条 指定機関の長は、微生物の安全性、生命倫理その他の指定機関が行う業務の確実な実施のために必要な事項に配慮して当該指定機関が受託する微生物の種類を定めるものとする。

第二十条を次のように改める。

(賠償責任)

第二十条 削除

第二十二條第一項中「特許庁長官の承認を得て、」を削り、同項中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第四条の三第二項の規定による同意をした者

第二十四条に次のただし書を加える。

ただし、寄託者の同意がある場合は、これらの微生物について生物資源の収集及び体系的な保存のために利用すること、寄託者へ返却することその他の措置をとることができる。

〇経済産業省告示第六十号

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を次のように定め、平成二十一年七月一日から施行する。

平成二十一年三月三十一日

経済産業大臣 二階 俊博

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件
(地位取得の申請)

第一条 日本国における特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約（以下「条約」という。）に基づく国際寄託当局としての地位の取得の申請は、地位の取得を行おうとする法人が、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出することにより行うものとする。

一 法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 その法人が寄託等の業務（日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱（平成十四年経済産業省告示第二百九十号）（以下「実施要綱」という。）の寄託等の業務をいう。以下同じ。）を行おうとする事業場の名称及び所在地

三 実施要綱第二十一条により定めようとする微生物の種類

四 実施要綱第二十四条により定めようとする手数料の額

五 その法人が寄託等の業務を行うに当たり使用する一又は二以上の言語

六 その法人が寄託等の業務を開始しようとする日